

令和元年度答申第5号

令和元年 8月 2日

松戸市消防局

消防局長 島本 幸夫 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成30年9月4日付け松消企第53号をもって諮問のあった「審査会諮問通知書に係る抗議書及び質問の件での回答書等」に係る公文書の一部開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件文書」という。）に対する審査請求について、審査請求人の主張を認容することが妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年7月2日付け公文書開示請求書により、「今年、松戸市情報公開条例に基づく松戸市消防局長の処分に対して審査請求があった件で諮問通知に記載ミスがあったことに関する公文書一切。外部からの指摘、内部的なやりとり、他の実施機関や弁護士等との相談についての公文書を含める。その件について松戸市事務事業危機管理マニュアルに基づいた報告等をしないことにしたことや同マニュアルに基づく報告等をするべきとの指摘・意見等があったことも含む。」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

松戸市消防局（消防企画課をいう。以下同じ。）は、本件開示請求に対して、平成30年7月13日付け公文書一部開示決定通知書により、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、公文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年7月17日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、条例第7条第2号による非開示箇所を除いて全て開示するとの裁決を求める。公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

(1) 開示請求する公文書について、公文書開示請求書には、(概略)「松戸市消防局長の処分に対して審査請求があった件で諮問通知に記載ミスがあった

ことに関する公文書一切。」と記載されている。

(2) 処分庁である松戸市消防局が諮問日及び反論書の提出期限を記載せずに同通知書を送付した件で取得・作成した文書には、個人の氏名及び意見が記録されているところ、これは個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当し、条例第10条第1項を適用し、一部開示とした。

(3) 本件に関する内部的なやり取りや他の実施機関との相談は、口頭により行い、文書を取得・作成していない。弁護士等との相談は、行っておらず、また、松戸市事務事業危機管理マニュアルに基づく報告等に関する指摘、意見等を記した文書はない。

以上により、個人情報及び公文書の不存在を理由として一部開示決定をした。

(4) 審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができることを規定する（条例第5条）。

また、条例は、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）及び公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないこと（同条第2項）を規定する。

(2) 本件文書について

開示請求の対象となる文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取

得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」である（条例第2条第2項）。

本件文書は、開示請求書の記載によると、「松戸市消防局長の処分に対して審査請求があった件で諮問通知に記載ミスがあったことに関する公文書一切。」及びその関連文書であり、記載漏れが発生した事実に関わる起案文書（平成30年3月28日付け松消企第65号）のほか、それに関連する公文書の一切が開示請求の対象文書となる。

また、処分庁の公文書一部開示決定通知書の公文書の件名によると、「審査会諮問通知書に係る抗議書及び質問の件での回答書等」であり、本件文書は、条例に規定する組織共用文書に該当する。

（3）本件文書における個人情報について

条例は、公文書の開示義務として、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」ことを規定する（条例第7条）。

そして、同条第2号において、非開示情報として、

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当

該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

と規定する。

当該文書中、個人の氏名及び意見等は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書のア、イ及びウのいずれにも該当しない。

（４）文書の存在に関する処分庁の弁明について

本件は、処分庁としては、審査会諮問通知書の記載項目中、諮問をした日及び弁明書に対する反論書を提出する場合において、その提出期限は、それぞれ必要的記載事項に該当するため、各項目を記載した上で、郵送等すべきであったにもかかわらず、それらを記載しないまま郵送したという案件である。

当審査会において、処分庁の説明を聴取の上、本件事案に関連する文書の存否について検討したところ、処分庁においては、本件に関する内部的な事務等は口頭により行っていること、文書の記載漏れ等の案件について、他の機関との相談、弁護士等との相談等は実施していないこと、また、本件事案は、松戸市事務事業危機管理マニュアルの対象案件としていないことからすると、それらの内部のやり取りに関連する文書の作成・取得は、保有していないとする処分庁の説明には、不自然、不合理な点はなく、文書が存在するとの合理的な疑いを抱くには至らなかった。

ただし、本件においては処分庁と審査請求人との間で、郵送による文書のやり取りをしている事実が認められるため、当審査会において、切手の使用に関する文書が存在するのではないかと考え、改めて文書により処分庁に資料の提出を求めたところ、切手の使用に関し、郵券類等使用申請書が3通作成されていることが判明した。この郵券類等使用申請書も本件開示請求の対象文書に当たる（ただし、「提出先等」の欄に記載のある個人の氏名は個人情報として非開示情報に該当する。）。

（５）本件審査請求への対応

以上により、本件開示請求に対しては、起案文書（平成30年3月28

日付け松消企第65号)及び郵券類等使用申請書を対象文書として特定することが妥当である。

ただし、本件審査請求においては、審査請求人は、個人情報を除いて、全て開示するとの裁決を求めているため、処分庁による裁決においては、同情報を除き、全部開示とすることが妥当である。

なお、審査請求人の主張する裁量的開示については、条例中に規定を欠くため、本件文書の開示の根拠とすることはできない。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関に対しては、審査請求人の主張する審査請求の理由及び対象文書を十分に吟味の上、今回のような対象文書の特定漏れが生じないよう慎重な対応を求める。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年9月 4日	諮問書の受理
平成31年2月13日	第1回審査会（諮問の報告）
平成31年3月28日	第2回審査会（審議・理由説明）
平成31年4月22日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和 元年6月 6日	第4回審査会（審議）
令和 元年7月 8日	第5回審査会（審議）
令和 元年8月 1日	第6回審査会（審議）